

東久留米市空家等対策協議会運営要領

(目的)

第1 この要領は、東久留米市空家等対策協議会条例（平成30年東久留米市条例第11号。以下「条例」という。）第11条に基づき、東久留米市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の事前公表)

第2 協議会の会議について、次の各号に定めるとおり事前に公表する。

- (1) 会議日程等について、会議開催日の1週間前までに事前公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- (2) 会議日程等の事前公表は、ホームページへの掲載により行う。
- (3) 公表事項は、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の可否、傍聴手続、問い合わせ先その他必要な事項とする。

(傍聴の取扱い)

第3 傍聴希望者の受付は、会場入口において会議開催の20分前より行う。

- 2 傍聴希望者は、受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 事務局は、会場の整理その他必要があると認める場合は、傍聴者の定員を設けることができる。
- 4 傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。ただし、傍聴希望者の受付開始時点において傍聴者の定員を超える場合は、その時点において傍聴希望者の受付を終了し、傍聴希望者での抽選を行った上で傍聴者を決定する。

(傍聴することができない者)

第4 次の各号に該当する者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5 傍聴者は次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会場において賛否の表明、発言、たすき等の着用その他会議の妨げとなる行為をしないこと。
- (2) 会場内で食事及び喫煙をしないこと。
- (3) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表しないこと。

(6) 協議会の会長の指示に従うこと。

(秩序の維持)

第6 協議会の会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。

2 協議会の会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(雑則)

第7 この要領に定めのない事項については、協議会の会長が協議会に諮って決定する。

(部会への準用)

第8 第2から第7までの定めは、条例第7条に規定する部会へ準用する。

付 則

この要領は、平成30年8月14日から施行する。